

令和5年度事業計画書

1 会議開催

経営所得安定対策等の普及推進や、行政と農業団体等の連携体制構築等の協議会事業を行うため、運営に関する事項を決定する幹事会及び総会等を開催する。

- (1) 通常総会（令和5年5月25日予定）
- (2) 臨時総会（適宜開催）
- (3) 幹事会（適宜開催）
- (4) 監査（令和5年事業年度終了後）
- (5) 内部監査（上期・下期）

2 事業推進

- (1) 経営所得安定対策等に関すること

ア 水田収益力強化ビジョンの検討に関すること

県内の現状を踏まえ、水田収益力強化ビジョンの検討を行う。

イ 水田部会活動

- (ア) 水田部会の開催に関すること

加工用米の地域の合理的な単収について協議を行うとともに、県が水田収益力強化ビジョンにおいて設定する産地交付金の助成内容等に関する意見具申を行う。

- (イ) 経営所得安定対策等のうち水田活用に関すること

水田収益力強化ビジョンを実現するため、不作付の解消に向けた戦略作物等の作付け拡大を図る。

- (ウ) 学校給食用県産米の確保対策に関すること

県、JA全農かながわ、JA神奈川県中央会と連携して学校給食米確保運動に取り組むとともに、県産米の品質向上対策を通じて学校給食米の確保を図る。

ウ 戦略作物振興に関すること

制度推進のため、市町村及び地域協議会の連携支援や普及啓発資料の作成配布を行う。

エ 普及啓発活動に関すること

経営所得安定対策等推進のため、担当国会議の開催や、地域協議会等に対するホームページを活用した広報活動、普及啓発資料の作成配布等を行い、制度の普及啓発を行う。

- (2) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に係る積立金管理業務に関すること

国から交付金の口座管理業務を受託し、加入者に対する積立金の支払い等を行う。

(3) その他、協議会の目的に資すること

経営所得安定対策等の推進、荒廃農地又は遊休農地の再生利用、担い手の育成・確保、農地の利用集積等に資するため、必要に応じて研修会等を開催するとともに、地域協議会等に対し、随時、制度・施策の普及・啓発を行う。

また、経営所得安定対策等の円滑な事業推進のため、国及び県との連絡調整等を行う。